いなべ市議会基本条例(素案)に対するパブリックコメントと市議会の考え方

No.	該当条文	質問・意見の概要	市議会の考え方
1	前文	1. 前文では議決機関と書かれていて、第1条では合議制の機関になっていますが議会は何の機関ですか。インターネットを見ると議事機関ともあります。	1. 日本国憲法では、議会を「議事機関」と位置付けています。 地方自治法では、議会の役割として「議決を行う機関」と位置付けています。 また、議会は、複数人の議員が集まり物事を決する「合議制の機関」でもあります。 いなべ市議会では、議会の役割である「議決を行う」ことを議会の責務とし、重視するため「議決機関」としました。
	全般	2. 市民の意見を把握してもらえるのはありがたいですが、議員 さんと話す機会がない市民の声を聴いてください。	2. 今後、市民の意見を聴く機会を充実してまいりますのでご理解ください。
	全般	3. Linkを見て、議員の報酬がサラリーマンと変わらないことにびっくりしました。(それ以上かも) 報酬に見合った仕事をしてください。一般のサラリーマンは毎日10時間働いてもこの給料です。熱心に仕事をされている方がいることも知っていますが、ほとんどの議員は毎日自分の仕事や趣味をしているだけです。議会の仕事を毎日されていますか。見ていてびっくりすることばかりです。市民は冷ややかな目で見ていますよ。ちゃんと市民へ説明をしてください。	3. いなべ市議会議員の報酬は、いなべ市特別職報酬等審議会において決定されています。 市民の理解を得るためにも、本条例を制定します。議員活動の対価としての議員報酬であることをご理解ください。 今後、更に議員一人一人が自覚し取り組んでまいります。
2	第7条	1.「…原則として公開する。」とするのであれば、あえて「秘密会を除く」という表記が必要でしょうか? 秘密会という会議があるのか、また、秘密会の語彙そのものが市民にとっては違和感があります。	秘密会として想定されるものは、地方公共団体の秘密に属する事
	第15条第1項	2. 「当たっては」は「あたっては」がベターでは	2. 条例上の表記については「当たっては」を使用します。法規 文としての体裁を整える必要がありますのでご理解ください。
	第32条第1項	3. 「視点からだけでなく」は「視点からだけではなく」がベター では	3. ご指摘いただきましたように修正します。

No.	該当条文	意見の概要	市議会の考え方
3	第9条第3項	1. 「市民及び団体との意見交換の場」を持っていただきたい。 議会側からのアプローチで意見交換の場を設けるだけではなく、 市民及び団体からの要請ができるようにしていただきたい。	1. 本条例において、議会及び議員は、市民の意見を的確に把握することを定めています。市民及び団体との意見交換の場の持ち方については、今後、議会内で十分協議し、より市民の意見が市政へ反映されるよう体制整備に努めてまいります。
	第11条	2. 「市長等と常に緊張ある関係を保持し、」とあるが、現状、議員は「市長の応援団」ばかり。本当に緊張ある関係が保持できるのか疑問である。明言する以上は実行していただきたい。	2. 本条例にありますように、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うことを実行します。
	第12条	3. 議会が受けた説明や資料は、市民にもわかるようにするのか。	3. 議会報告会、市議会ホームページ、議会だよりを通じて市民 にわかりやすく説明を行うとともに、資料についても公開するよ う努めます。
	全般	4. ここ最近、議会で起こったことが新聞にも掲載されたりしたが、議会で決めたことがどうして後になって問題が起こるのか。ちゃんと審議していただきたい。 市長が提案していることを議会が納得して決めているのでは。 後から文句を言うことは、一般市民にもできること。	4. 審議においては、事業に対するリスク等を議決する前に十分 把握し、市民の代表として監視・評価機能の強化を図ります。 今後、さらに慎重な審議を行います。
	全般	5. 政務活動費の使い道もほとんどが旅費の費用と思われる。税金で「研修」したならば、それを市へ還元することも条例に明記すべきではないか。	5. 条例本文では「還元」という言葉は用いていませんが、会派 及び議員は、政務活動費を使い調査研究、その他活動を行ったこ とを政策立案、政策提言等を通して市政へ還元します。
	全般	6. 基本理念もそうですが、この条例で書かれていることは本当に行動されるのですか。失礼な言い方ですが、今の議員さん方の行動、言動から見ると、思わず疑ってしまいます。今後の活動に期待します。	
4	第20条	権能を自覚することと予算の確保は何か関係があるのですか?	議会の予算は、一般会計予算の議会費にあたります。予算編成権 は市長に与えられており、議会は、市長と協議の上、議会費を確 保することになります。議決機関としての権能を十分図れるよう 議会費を確保する必要があるため、議会がまずそのことを自覚し た上で市長と予算の確保について協議するものとします。

No.	該当条文	意見の概要	市議会の考え方
5	全般	議会基本条例(素案)を一読させていただきました。条例には、	議員活動は、ボランティア活動をすることではございません。
		議員がするべきことが書かれているとわかりました。	ボランティア活動は、一市民として地域貢献のために行っている
		ここには、議員はとても大きな責任があると書かれています。そ	活動です。
		んな方がボランティア活動で主導的に動かれては、私たち市民は	議員活動としては、本条第5条に規定しております事項を取り組
		断れません。自らボランティアに動かれるのであれば、議員の肩	みますのでご理解ください。
		書をとられてからでもいいのではないでしょうか。この条例に書	
		かれている議員の活動とやらはボランティアを指すのでしょう	
		か?議員報酬との関係はどうなのでしょうか?	

貴重なご意見ありがとうございました。